

ごみ収集所を設置するまでの流れ（自治会による設置）

順番	内容	提出書類	その他事項
①	ごみ収集所の設置検討		「東近江市ごみ収集所の設置に関する要綱」により、設置が可能か事前に確認してください。
②	市へ事前協議をしてください。	○ごみ収集所設置事前協議願（様式第1号）※添付書類あり。 ○ごみ収集所の設置に関する土地所有者（管理者）承諾書（様式第2号） ○ごみ収集所の設置に関する関係者承諾書（様式第3号）	様式は、市ホームページからダウンロードできます。
③	市で事前協議の内容を審査します。		是正があれば申請者にお伝えしますので、指示に従ってください。
④	審査が終わり問題が無ければ、市から「事前協議完了通知」を送付します。		②から④まで2週間程度の期間を要します。 ※是正期間は除きます。
⑤	ごみ収集所設置工事開始		市から「事前協議完了通知」が届いてから開始してください。
⑥	ごみ収集所設置工事完了		
⑦	収集開始を希望される20日前までに申請をしてください。	○ごみ収集所申請書（規則様式第1号）※添付書類あり。	様式は、市ホームページからダウンロードできます。
⑧	ごみ収集開始		資源再生推進課又は支所まで回収ネット、コンテナ、看板などを収集開始までに取りに来てください。

★ごみステーション設置補助金を利用される場合は、別途申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。

東近江市環境部資源再生推進課  
電話0748-24-5636 IP050-5801-5636  
メール shigen@city.higashiomi.lg.jp

ごみ収集所を設置するまでの流れ（開発行為による設置）

順番	内容	提出書類	その他事項
①	開発計画によるごみ収集所設置検討（市によるごみ回収を検討）		「東近江市ごみ収集所の設置に関する要綱」により、設置が可能か事前に確認してください。
②	開発計画事前審査願提出	開発行為に伴う申請は都市計画課へお問い合わせください。	
③	事前審査のための書類提出依頼	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ごみ収集所設置事前協議願（様式第1号）※添付書類あり。</li> <li>○ごみ収集所の設置に関する土地所有者（管理者）承諾書（様式第2号）</li> <li>○ごみ収集所の設置に関する関係者承諾書（様式第3号）</li> </ul>	様式は、市ホームページからダウンロードできます。
④	開発許可等事前審査の要件協議		是正があれば申請者にお伝えしますので、指示に従ってください。
⑤	要件協議終了		
⑥	ごみ収集所設置工事開始		
⑦	ごみ収集所設置工事完了		
⑧	ごみ収集所の帰属があれば次の書類を提出してください。	○開発行為に伴う帰属物件の維持管理について（様式第4号）	様式は、市ホームページからダウンロードできます。
⑨	収集開始を希望される20日前までに申請をしてください。	○ごみ収集所申請書（規則様式第1号）※添付書類あり。	様式は、市ホームページからダウンロードできます。
⑩	ごみ収集開始		資源再生推進課又は支所まで回収ネット、コンテナ、看板などを収集開始までに取りに来てください。

東近江市環境部資源再生推進課

電話0748-24-5636 IP050-5801-5636

メール shigen@city.higashiomi.lg.jp